「第4回バイオバンク オープンフォーラム」

[redacted]

「バイオバンクのこれまでとこれから～デジタルが拓く未来～」
（東北大学東北メディカル・メガバンク機構）

医療分野における個人情報の一次利用と二次利用

～個人情報保護法の法目的と定義から考える

2023（令和5）年2月16日（木）17:00～17:30）

鈴木 正朝（すずき まさとも）
新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授
一般財団法人 情報法制研究所（**JILIS**）理事長
理化学研究所 **AIP** 客員主管研究員

NIIGATA UNIVERSITY

1

鈴 木 正 朝（すずき まさとも）
新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授

略 歴

1962年生まれ。中央大学法学部卒業、中央大学大学院法学研究科修士課程修了 修士(法学)、情報セキュリティ大学院大学 博士後期課程修了 博士(情報学)。2005年より新潟大学教授。専門は情報法。2016年より一般財団法人情報法制研究所（JILIS）理事長、2017年より理化学研究所AIP 情報法制チームリーダー(PI) を経て現在客員主管研究員兼務。2020年より次世代基盤政策研究所（NFI：理事長：森田 朗）理事。政府の構成員や委員として、個人情報保護法の平成27年改正、及びJISQ15001の起草、プライバシーマーク制度の創設、経産省個人情報保護ガイドライン案作成及び改正、マイナンバー制度、個人情報保護法制2000個問題解消（公民一元化）等に関与する。27年改正時にSuica事件を例に日本版FTC3条件（匿名化と仮名化）の導入を提言、また連結可能/不可能匿名化を批判し、仮名加工医療情報の導入を提言してきた。

2

デジタル改革関連法の成立

2021（令和３）年５月12日、第204回通常国会で可決、成立し、同年５月19日に公布

・「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）＊見直し
・「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）
・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）
　（デジタル社会形成整備法）

デジタル社会形成整備法において、**個人情報保護法**の「公民一元化」の改正も行われた。

・50条関連：令和4年4月1日施行　→　公民三法統合（新個人情報保護法）
・51条関連：令和5年4月1日施行　→　条例「共通ルール」（本法に統一）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

3

個人情報保護法2021(令和3)年改正（2023(令和5)年施行版・デジタル社会形成整備法51条）準拠

新個人情報保護法の全体構造

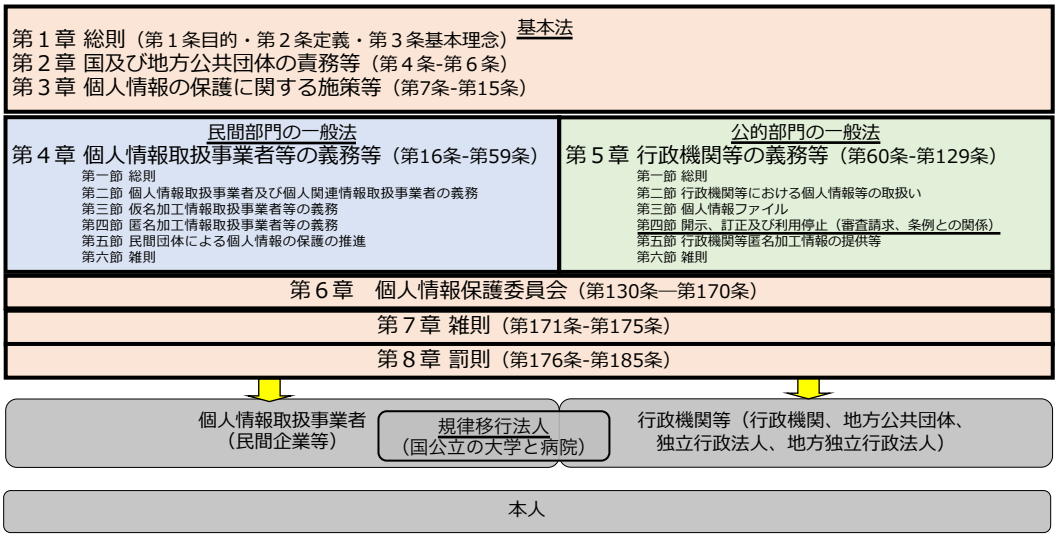

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

4

4

令和３年改正法（デジタル社会形成整備法51条関連）**準拠**

「2000個問題」解消と公民一元化（令和３年改正）

5

個人情報保護法制2000個問題（実は2963～3306個問題）

平成15年に成立した日本の個人情報保護制度は、民間部門を規律する「個人情報保護法」と、行政機関を規律する「行政機関個人情報保護法」と、独法等を規律する「独法等個人情報保護法」と地方公共団体を規律する多数の「個人情報保護条例」で構成されている。

３つの法律と2000を優に超える条例群は、同一の制度でありながら、「個人情報」等の定義をはじめ義務規定、例外、適用除外、罰則などの条項の不統一がみられ、国内外の情報流通等を阻害する大きな要因となっていた（2000個問題）。

(1)「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）

(2)「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）

(3)「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（独法等個人情報保護法）

(4) 普通地方公共団体の1,741 「個人情報保護条例」

①都道府県47条例、②市792・特別区23・町743・村183の1,741条例

(5) 特別地方公共団体（一部事務組合1444、広域連合117、地方開発事業団1）の1562条例のうち条例の適用関係が明らかでない団体が少なくとも613団体ある。従って、949～1562条例。（2020年2月現在）

個人情報保護委員会事務局「個人情報保護条例に係る実態調査結果＜資料編＞」（令和2年5月）

6

6

医療分野における適用例（1）

医療法人等の設置主体ごとに、どの個人情報保護法や条例が適用されるか、どの省庁等が所管するかの一例を示した。この表で、広域災害や公衆衛生への対応、学術研究、創薬研究、ヘルスケア事業などに個人情報が適正かつ円滑に利用できない理由の一端を垣間見ることができる。

個人情報の取扱主体	適用法	所管
①厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省(行政管理局)
②独立行政法人国立病院機構岩手病院	独法等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
③岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
④地方独立行政法人宮城県立病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
⑤気仙沼市立病院	気仙沼市個人情報保護条例	気仙沼市
⑥日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	個人情報保護委員会
⑦社会福祉法人恩賜財団済生会〇〇病院	個人情報保護法	同委員会
⑧個人医院	個人情報保護法	同委員会

＊3.11当時、個人情報保護委員会は設置されておらず、民間部門の病院は厚労省が所管していた。

Copyright © Masatomo Suzuki 2020 All Rights Reserved

7

7

医療分野における適用例（2）：特別地方公共団体

医療法人の設置主体はさらに多様であり、適用法が定まらないものや、適用法がないケースがあった。個人情報保護の法規制に空白地帯が存在していた（湯淺教授調査に基づく）。

個人情報の取扱主体	適用法	所管
①△△広域連合立病院	△△広域連合個人情報保護条例	△△広域連合
②一部事務組合立XX病院	一部事務組合XX病院個人情報保護条例	一部事務組合XX
③□□市立凸凹病院 指定管理者：民間事業者 （医療福祉法人凸凹会）	【指定管理者募集要項や条例に規定されている場合】 →□□市個人情報保護条例	□□市
同上	【指定管理者募集要項や条例に規定されていない場合】 →個人情報保護法（？）	個人情報保護委員会（？）
④◇◇衛生組合立 〇〇地区休日急患診療所	**適用法（法規制）なし** ＜法の空白地帯＞	**なし** （◇◇衛生組合の自主規制）

作成：湯淺墾道 明治大学教授・鈴木正朝 新潟大学教授

8

8

公民一元化（2000個問題解消）の必要性

行政機関と自治体間の監督権限のばらつき、「個人情報」その他の対象情報の定義及び義務等の条文及び解釈のばらつきをどうするか？
～次世代に向けて、デジタル社会の法的基盤整備と日米欧の協調をどう図っていくべきか？

①「東日本大震災等広域災害」行政、自衛隊、消防、警察、大学、病院、支援自治体、被災自治体、ボランティアなどにおける個人情報のルールと権限の不統一による情報の目詰まり（被災現場での名簿作成・利用の混乱、カルテ等医療データ利用等）
②「新型コロナ等パンデミック」行政組織法の任務と所掌の問題、中央と地方の権限分配の問題等による指揮命令系統の混乱、現場実務の実態把握の欠如等、
→情報の集約と現場との情報共有、それを支える情報システムの構築の混乱
③「オンライン結合の禁止」電算機導入阻止の労働組合の反合理化闘争の歴史と電算機容認への転換→電算センター内の独立利用と安全対策基準、個人情報保護の徹底
→電算機間の結合（マニュアル処理含む）の脅威を踏まえ共通番号制度導入反対運動
→デジタル社会をめざす政策との不整合
④「学術研究目的の適用除外」条項の有無のばらつき→大学等学術研究機関間のデータの利活用の障害となり共同研究を阻害→科学技術立国をめざす政策との不整合
⑤「広域災害時の氏名公表基準」のばらつきと報道の自由→実名報道問題
⑥「DV等の情報」の自治体間の移動における情報伝達の阻害→DV被害者保護の問題

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

公民一元化（2000個問題解消）の必要性

⑦「標準化政策」条例等強行規定のばらつきは行政・自治体の共通クラウド基盤の導入含めたデジタル社会移行への障害となる。
⑧ 「消滅自治体問題」地方のインフラや住民サービス等の維持のための新たな地方自治制度の構想と実現の前捌きにも影響（金融再編に情報システムの統合が要になることを想起すべき）→地方自治制度自体の維持
⑨「防犯目的の監視カメラ及び顔識別技術、AIの活用」と警視庁・道府県警察本部の個人情報保護問題→保安処分的運用に流れないように法律で規律すべき問題
⑩「GAFA等対応」日本国内の大量の個人データを収集・処理→サービス主体は国外、越境データ流通が常態にあっての法的規律は日本の行政のみでは限界、金融行政同様に日米欧等各国との法執行協力体制の構築なく適正な取締りは困難
→個人情報保護に関する権限を個人情報保護委員会に一元化し、交渉窓口を一本化
→日米欧等との個人データ保護法のハーモナイゼーションの必要性
⑪「安全保障」中央政府での外交、国防（諜報）問題との調整の必要性

【今後の課題】司法行政、立法行政における個人情報等対象情報の定義の考え方や義務の違い、罰則なし等の問題を、地方自治の本旨の議論と同様に、司法権の独立及び議院の自律権、三権分立の問題として本格的な議論をせずに今日に至っている。（Cf. 国家公務員法の守秘義務）

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

2000個問題解消（公民一元化）への動き

令和２年、内閣官房は「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」を設置し、地方公共団体の個人情報保護制度（2000個問題の解消）の検討をはじめた。

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

1

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1　社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
　※ いわゆる「２０００個問題」
　①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
　②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
　等への問題提起がなされている

2　個人情報保護に関する国際的な制度調和
　例）・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
　　・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

＜検討の方向性＞

○ 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定

○ 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

○ その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
　例）・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
　　・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

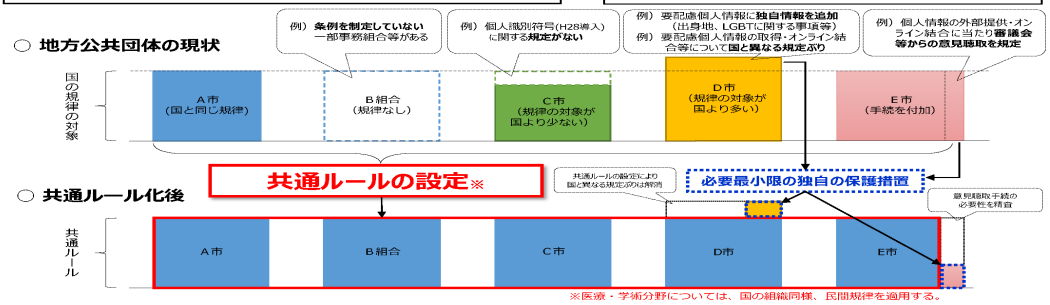

出典：内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第８回（令和2年10月8日）「資料１」参照

11

11

個人情報保護制度見直しの全体像

「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」に基づく令和3年個人情報保護法改正案が令和３年2月9日閣議決定され、同年５月12日第204回通常国会で「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）として可決、成立し、同年５月19日に公布された。

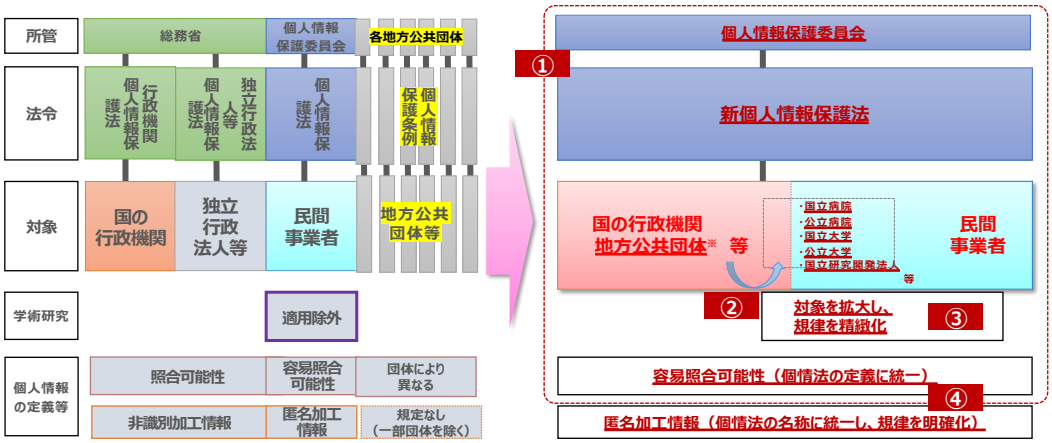

出典：個人情報保護制度の見直しに関する検討会「資料　個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（概要）」参照

12

12

令和３年改正法（デジタル社会形成整備法51条関連）**準拠**

「個人情報」の定義

13

公民一元化による定義の配置の整理と「個人情報」概念の公民統一

基本法

第一章 総則（第一条―第三条）
2条1項「個人情報」、2条2項「個人識別符号」、2条3項「要配慮個人情報」
2条4項「本人」
2条5項「仮名加工情報」、2条6項「匿名加工情報」、2条7項「個人関連情報」
2条8項「行政機関」、2条9項「独立行政法人等」、2条10項「独立行政法人等」、2条11項「行政機関等」

民間部門

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
第一節 総則（第十六条）
16条1項「個人情報データベース等」
16条2項「個人情報取扱事業者」
16条3項「個人データ」
16条4項「保有個人データ」
16条5項「仮名加工情報取扱事業者」
16条6項「匿名加工情報取扱事業者」
16条7項「個人関連情報取扱事業者」
16条8項「学術研究機関等」

公的部門

第五章 行政機関等の義務等
第一節 総則（第六十条）
60条1項「保有個人情報」
60条2項「個人情報ファイル」
60条3項「行政機関匿名加工情報」
60条4項「行政機関等匿名加工情報ファイル」
60条5項「条例要配慮個人情報」

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved
14

14

民間部門（平成27年改正）

基本法　（令和3年改正）

第２条（定義）：「個人情報」

1　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と**容易に**照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
二　個人識別符号が含まれるもの

15

15

基本法

「個人情報」の定義（２条１項）の論点

前提問題　どの事業者が対象データの統制管理責任者（Controller）か？

（１）本文柱書関係
どの情報を対象に判断するのか？（ひとまとまりの個人情報は？）
①「生存する」とは？
②「個人に関する情報であって」とは？

（２）１号個人情報関係
①「他の情報と容易に照合することができ」（容易照合性）とは？
対象情報の範囲の拡張
②「個人を識別することができるもの」とは？
データ処理による評価・決定
＊「記録」とは？→ディスプレイ上の表示のみに止まる場合は？

（３）２号個人情報関係（「個人識別符号」）
① 政令指定の符号は限定列挙か例示列挙か？
②「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号（個人識別子）は１号個人情報になり得るか？
＊「個人識別符号」は必要不可欠な法令用語か？

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

16

16

基本法

「個人情報」の定義の条文構造

本文柱書

個人情報とは「生存する個人に関する情報であって、」「次の各号のいずれかに該当するもの」

１号個人情報

(1)「当該情報に含まれる」「氏名、生年月日その他の記述等」

① a「文書、図画」に記載されたもの（→紙等媒体のアナログ処理情報、及びアナログ散在情報）

若しくは　　に記録されたもの（→パンチカードシステム等のアナログ処理情報）

① b「電磁的記録」

＝電磁的方式
- ア 電子的方式
- イ 磁気的方式
- ウ その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録（→デジタル処理情報、及びデジタル散在情報）

又は

② 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」をいう。

③上記１号個人情報から「個人識別符号を除く」（→２号個人情報で規律）

（→「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号を含む）

(2)（(1)の情報）「により特定の個人を識別することができるもの」

(3) 上記に加えて、①「他の情報と容易に照合することができ、」るものまで対象情報を拡張し、

②「それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

２号個人情報

「個人識別符号が含まれるもの」→ （生存する個人に関する情報に）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

基本法

「個人情報」の定義（２条１項）の前提論点

判断の主体：Controllerとしての個人情報取扱事業者の確定

個人情報該当性を判断する主体をどう確定するのか？
→委託先等（Processor）に提供した個人情報を構成するデータの一部もController視点でその管理下にあるものとして一体的に個人情報該当性の評価の対象とする。

判断の客体：個人情報該当性判断の対象情報の範囲の画定

個人情報該当性を判断する対象情報の範囲をどう画定するのか？

対象範囲の広狭を任意に画定できる場合は、個人情報に該当するか否かはその範囲の広狭に影響され、個人情報取扱事業者の操作も可能となる。
事業者の取締りという趣旨からは、その妥当性を欠くことになる。利用目的の特定の対象範囲とも連動する。
（文書の場合、データベースの場合と具体的な検討を要する。）
→「保有個人データ」中心に考える。

行為：データ処理による評価・決定（個人識別性）

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

基本法

「個人に関する情報」（個人情報の外延を画定する概念）

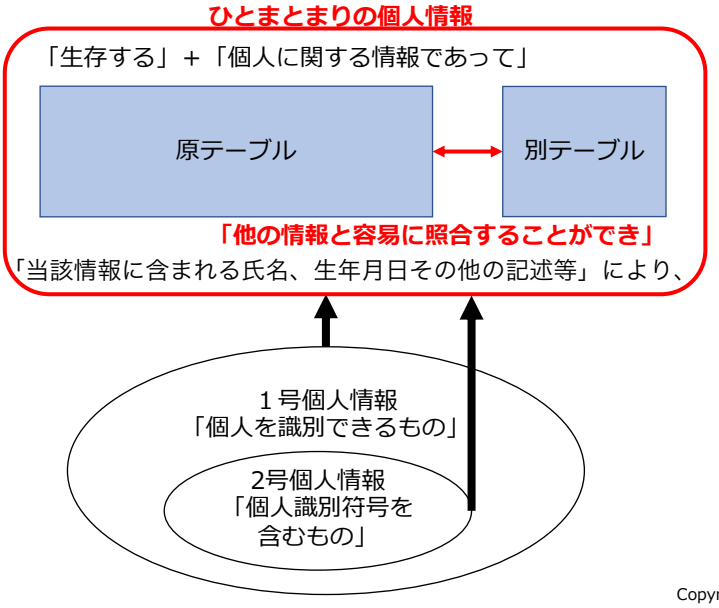

「生存する」
・死者（故人）ではないこと
・実在する具体的な存在であること
「個人に関する情報であって」
・ある個人に関係する情報（レコード）であること
・個人情報の外延となる概念であること
（他の情報と照合することができるものも含めて、ひとまとまりの個人情報となる。）

・1号の個人識別性の要件を充たすか否かの対象情報となる。
・２号の個人識別符号を含むか否かの対象情報となる。
（対象情報を画定する機能を有する）

＊概念上、２号個人情報は１号個人情報に包摂される。故に、１号中に「（個人識別符号を除く。）」と明記している。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（1）

原テーブル（原表）

別テーブル（別表１）

フィールド（列）

レコード（行）

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
43	田中一郎	ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ	1	0311110444	19920108	○○○
44	鈴木二郎	ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ	1	0611110444	19620403	△△△
45	佐藤三子	ｻﾄｳﾐﾂｺ	2	0322225666	19830203	×××
…	…	…	…	…	…	…

住所１
岩手県
新潟県
群馬県
…

＊原表と別表１の
対応関係不明
↓
容易照合性なし

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（2）

原テーブル（原表）

フィールド（列）

レコード（行）

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
43	田中一郎	ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ	1	0311110444	19920108	○○○
44	鈴木二郎	ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ	1	0611110444	19620403	△△△
45	佐藤三子	ｻﾄｳﾐﾂｺ	2	0322225666	19830203	×××
…	…	…	…	…	…	…

別テーブル（別表2）

ID	住所１
43	東京都
44	大阪府
45	東京都
…	…

＊原表と別表２のID突合可

↓

容易照合性あり

21

21

政府の内部資料（JILIS情報公開請求資料：高木 浩光 JILIS副理事長 調査）

想定　具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

（答）

１　「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況により異なるため、一律に論じることは困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合などが考えられる。

２　「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理しているのと同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

●上記資料によるなら、照合容易性は、電算処理情報や台帳などの体系的構成を前提にした考え方である。

22

22

政府の内部資料
（JILISにおいて情報公開請求した資料）

1．通常の個人情報ファイル（個人が選別できる情報　←　個人情報を体系的に構成）

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区____	03-2208-31…
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区____	090-2269-51…
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区____	03-2208-31…
4				

※　個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易

2．当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平 PA	02 年 05 月 XX 日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅 JC	02 年 05 月 XX 日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02 年 02 月 XX 日	02:11	+40	横浜う 99-55

照合して利用

※　個人情報ファイルとして利用（個人に着目した処理が容易）

「行政 太郎（が所有している車両「品川は 11-22」）」が、「02 年 5 月 XX 日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

23

23

●情報公開請求資料をみると、個人情報該当性判断の対象となる1つの情報の範囲を画定するにあたり、「容易に照合する」という文言を通じて、個々のテーブルごとに判断するのではなく、複数のテーブル間、たとえば原表（DB）と別表（提供用DB）の、相互のレコード（行）同士が、識別子（車のナンバー）によって対応する関係にあるかどうかを確認し、複数のテーブルであっても論理的に一つのテーブルを構成し得るかどうか、一つの「個人に関する情報」を画定するかどうかを確認していることがわかる。ここに容易照合性の本来の役割、機能がある。

Cf. 「記名式Suica履歴データ無断提供事件」

1.「個人情報を体系的に構成」した「個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易」な「個人が選別できる情報」、すなわち「個人情報ファイル」または「個人情報データベース等」といったデータベースを前提とし、

2. 単体では識別できなくても「他のリスト」と照合することで（対象情報の範囲を拡張した上で）個人を識別することができるか。他のリスト（原表）１対当該リスト n でもよい。
※照合して「個人情報ファイルとして利用」できるか、「個人に着目した処理」ができる「容易」処理性を言っている。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

24

24

①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」
→個人をキーとするレコード（行）ごとに

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、
→フィールド（列）に記録されたデータによって、　（→個人を識別できるもの）

原表

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日
43	田中一郎	ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ	1	0311110444	19920108
44	鈴木二郎	ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ	1	0611110444	19620403
45	佐藤三子	ｻﾄｳﾐﾂｺ	2	0322225666	19830203
…	…	…	…	…	…

別表

ID	乗降履歴
43	○○○
44	△△△
45	×××
…	…

②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができ」
（→他の情報（原表）と別表の各レコードが対応する場合は１つのデータとすることができ、）

それにより

③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」

「個人情報」

＊本構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

「個人識別符号」（２条２項1号・２号）の条文構造

	①「符合」の性質 (文字,番号,記号等)	②特定個人の識別性 符号と個人との対応関係	②特定個人の識別性 個人識別可能性	③政令で定めるもの （政令１条で限定列挙）
1号	「個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号」（特徴量）	○ 符号と本人の身体 「特定の個人の身体の一部の特徴」	○「当該特定の個人を識別することができるもの」	DNA塩基配列 、顔識別、虹彩、声紋、歩容識別、静脈識別、指紋又は掌紋で、基準（規則2条）に適合するもの
2号	「個人に提供される役務の利用、商品の購入に関して割り当てられた符号」	○ 符号と利用者/購入者 「利用者若しくは購入者ごとに、異なるものとなるように、割り当てられた」もの	○「利用者若しくは購入者を、識別することができるもの」	＊現在、2号「個人識別符号」において、民間事業者の付番した個人別に付された番号、記号その他の符号（Suica IDやTポイントカード番号等）の指定はない。
	「個人に発行されるカードその他の書類に記載され若しくは電磁的方式により記録された符号」	○ 符号とｶｰﾄﾞ等の名義人 「発行を受ける者ごとに、異なるものとなるように、記載され若しくは記録された」もの	○「発行を受ける者を、識別することができるもの」	旅券、基礎年金、免許証、特別永住者証明書の番号 、住民票コード、個人番号、各種健康保険、高齢者医療 、介護保険、雇用保険の被保険者等記号・番号（規則3、4条）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

個人識別符号：識別子と体系的構成

テーブル（表）

フィールド（列）

識別子

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
43	田中一郎	ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ	1	0311110444	19920108	○○○
44	鈴木二郎	ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ	1	0611110444	19620403	△△△
45	佐藤三子	ｻﾄｳﾐﾂｺ	2	0322225666	19830203	×××
・	…	…	・	…	…	…

レコード（行）

ここで「識別子」とは、「検索することができるように体系的に構成されたもの」上図のテーブル（表）を前提としており、個人別に付された、すなわち「個人に関する情報」である上図のレコード（行）に対応して悉皆的かつ唯一無二の番号その他の符号が付番されたものである。

「識別子」そのものに利便性や脅威があるのではなく、上記のような体系的構成を伴うところにおいてはじめて識別子としての機能が完結される。

「個人識別記号」は、この識別子が、どのような利用目的で使われるものか、それを実現するために、どのようなフィールド名が設計されているかが問われる。テーブルの各カラムにデータが記録され大量のレコードが運用されることでその利便性と脅威が具体化する。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

体系的構成から離れて、手にする断片的情報を対象情報として個人情報該当性を永遠に問い続けるのか？

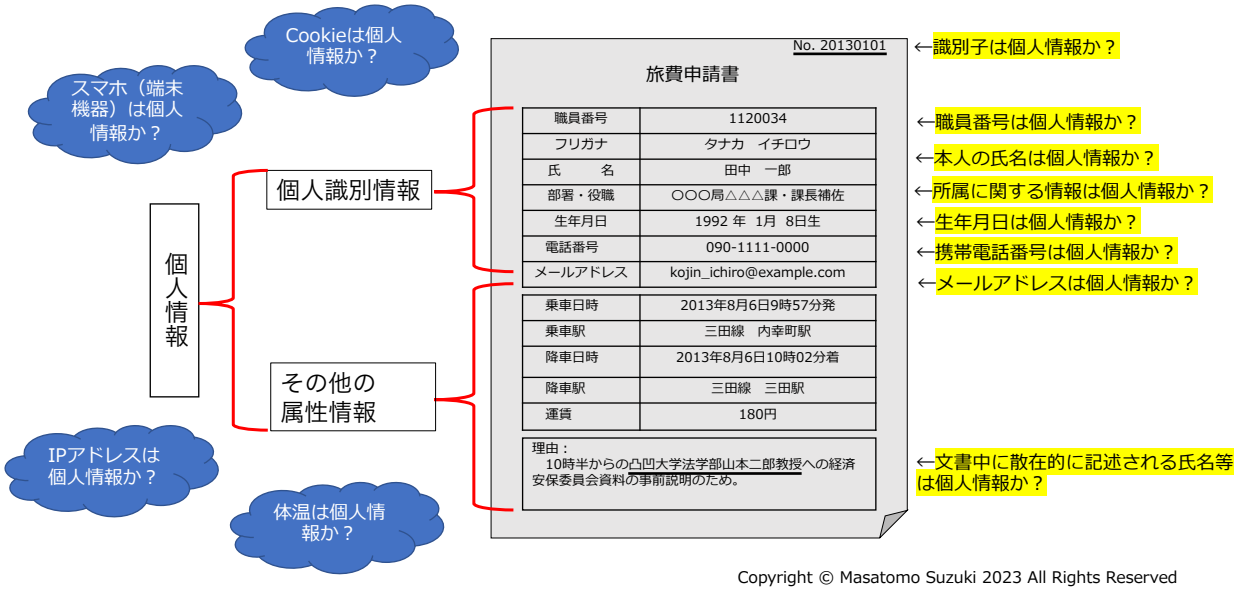

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

令和３年改正法（デジタル社会形成整備法51条関連）**準拠**

【ケーススタディ1】

電子医療カルテ
～「個人情報」の定義
1つの条文、2つの解釈

2022/12/7

29

「個人情報」該当性判断における解釈のばらつき

ある病院Xの保有する電子カルテのデータベースから特定のデータ項目に記録されているデータをある機関Y（第三者）に提供する場合を想定しよう。次に示すカルテデータの一部は 「個人情報」に該当するか？

Q1　氏名、生年月日、性別（個人情報）

Q2　カルテ番号

Q3　２週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット
①識別子あり（継続的提供）、②識別子なし（１回的提供）

Q4　指定症例のレントゲン写真（影像データ）

Q5　入院患者総数、男女別、年代別人数（統計データ）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

30

30

A. 公民一元化以前の公的部門の「個人情報」該当性解釈

× 行政機関情報公開法5条１号不開示情報の考え方で個人情報保護法の「個人情報」を解釈することの問題

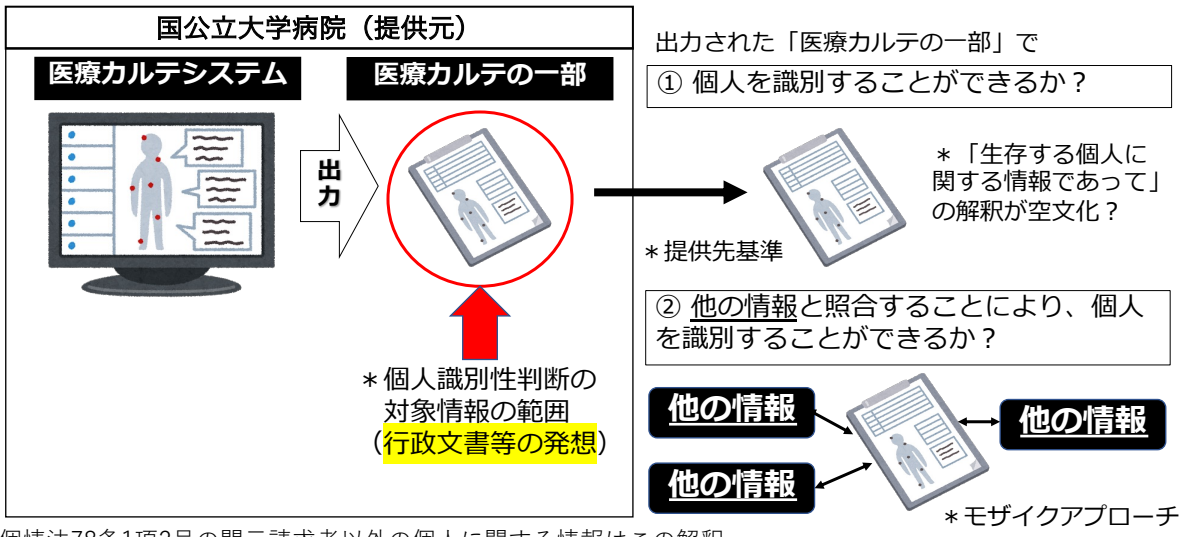

＊個情法78条1項2号の開示請求者以外の個人に関する情報はこの解釈

Copyright © Masatomo Suzuki 2021,All Rights Reserved 31

31

公的部門

第78条（保有個人情報の開示義務）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一　（略）

二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

32

32

B. 公民一元化後（民間部門は旧法から）の「個人情報」該当性の解釈

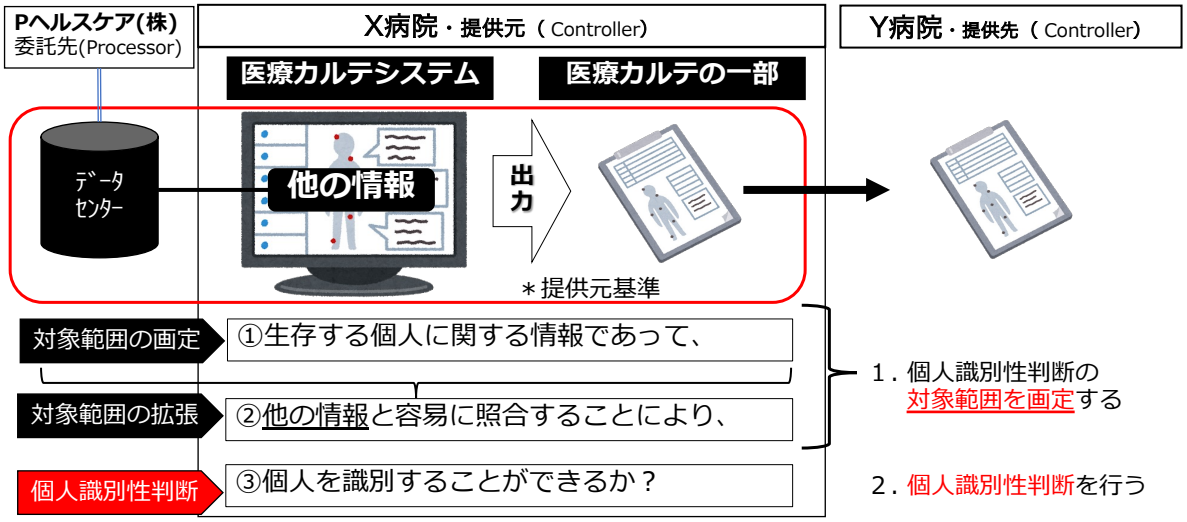

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

個人情報該当性判断の結果

	A　公的部門型		B　民間部門型（公民一元化）
Q1　氏名、生年月日、性別（個人情報）	○	→	○
Q2　カルテ番号	×？	→	○
Q3　２週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット ① 識別子あり（継続的提供） ② 識別子なし（１回的提供）	①○ ②×？	→	①○ ②○
Q4　指定症例のレントゲン写真（影像データ）	×？	→	○
Q5　入院患者総数、男女別、年代別人数（統計データ）	×		×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図11 個人情報である「文書」における個人識別情報とその他の属性情報

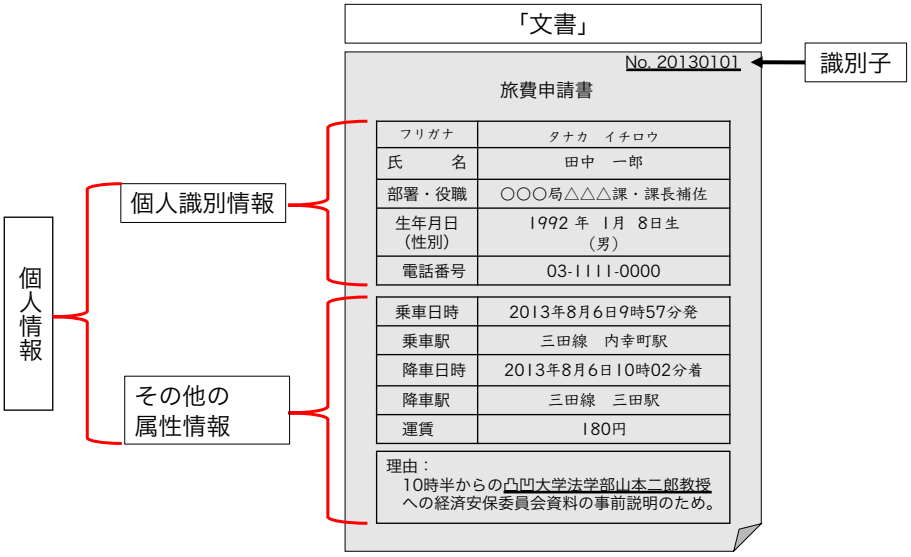

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved
35

35

図12 「文書」管理法上の匿名化措置（個人識別情報の黒塗り）情報公開法における非開示情報型の発想（Cf. DB型のSuica事件）

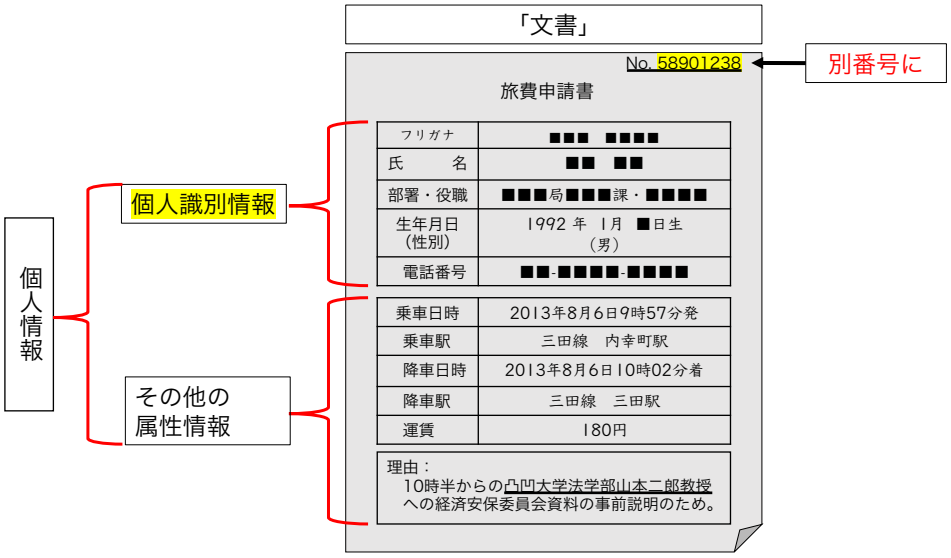

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved
36

36

【ケーススタディ２】

記名式Suica履歴データ無断提供事件
ーデータ管理法制の特徴を考える

2022/12/7

37

Suica履歴データ無断提供事件の概要

JR東日本株式会社（以下「JR東」という）がビッグデータビジネスのテストケースとして、Suicaデータベースから氏名や電話番号等を削除し、Suica IDを不可逆的に別番号に変換し置換するなどいわゆる匿名化措置を講じ、本人に無断で（第三者提供の本人同意またはオプトアウト手続を経ずに）、株式会社日立製作所（以下「日立」という）に販売し、利用者から批判を浴びた事件である。日立はこのデータを駅ごとに統計化してマーケティングデータとして販売する計画であった。

当時多くのメディアは利用者の不安を考慮しない企業対応を批判したが、一部の研究者からはこの匿名化措置が不十分であって依然として「個人データ」（仮名データ）のままであり、第三者提供の制限に違反している点が問われたものである。

今日の匿名加工情報と仮名加工情報の違いと、照合性における提供元基準か提供先基準かを問う事件であった。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

38

38

図１ 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要

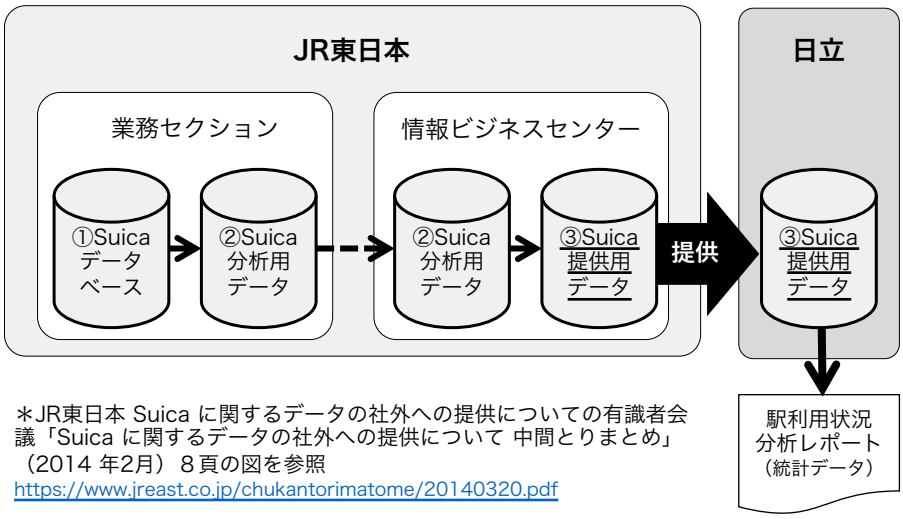

＊JR東日本 Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議「Suica に関するデータの社外への提供について 中間とりまとめ」（2014 年2月）８頁の図を参照
https://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/20140320.pdf

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

39

図２ 記名式Suicaデータベースから提供用データに至る加工遷移

①Suicaデータベース

Suica ID	氏名	ﾌﾘｶﾅ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加工

②Suica分析用データベース

Suica ID	氏名	ﾌﾘｶﾅ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加工

③Suica提供用データベース

Suica ID	氏名	ﾌﾘｶﾅ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	削除	削除

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

40

図3 記名式Suicaデータの匿名化の失敗例（仮名化した個人データ）

JR東日本（提供元）

①原データ（個人情報データベース等）

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
1	~~田中一郎~~	~~ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ~~	1	~~0311110444~~	19920108	○○○
2	~~鈴木二郎~~	~~ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ~~	1	~~0611110444~~	19620403	△△△
3	~~佐藤三子~~	~~ｻﾄｳﾐﾂｺ~~	2	~~0322225666~~	19830203	×××
・	…	…	・	…	…	…

加工

③提供用データ

別ID	性	生年月	乗降履歴
002	1	199201	○○○
102	1	196204	△△△
326	2	198302	×××
…	・	…	…

提供

① 個人の識別情報の一部（氏名,ｶﾅ,TEL,日）を削除

② Suica IDをハッシュ関数で不可逆的な別番号（別ID）に変換

③ 提供前に番号対応表（ハッシュ関数）を廃棄・消去

＊ JR東は日立に対し契約で再識別化を禁止

＊Suica IDは、JEからはじまる17桁のアルファベットと数字（例：JE123456789011111）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

41

41

図4 記名式Suica履歴データ（処理情報）の容易照合による個人識別

JR東日本（提供元）

①他の情報（原データ：個人情報データベース等）

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
1	田中一郎	ﾀﾅｶｲﾁﾛｳ	1	0311110444	19920108	○○○
2	鈴木二郎	ｽｽﾞｷｼﾞﾛｳ	1	0611110444	19620403	△△△
3	佐藤三子	ｻﾄｳﾐﾂｺ	2	0322225666	19830203	×××
・	…	…	・	…	…	…

③提供用データ

別ID	性	生年月	乗車履歴
002	1	199201	○○○
102	1	196204	△△△
326	2	198302	×××
…	・	…	…

提供

＊ 提供元における履歴データ間の照合

③個人の識別

②容易照合

①両履歴ソート

＊ 両テーブルの同一人物のレコード(行)が１対１に揃う。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

42

42

図5 Suicaデータベースにおける乗降履歴データの識別機能

○ 乗降履歴のデータセット（推測）

回	入札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
1	0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
2	0005	09	20130822084017	0122	12	20130822084848
3	0122	05	20130822161206	3029	01	20130822221551
・	・・・・	・・・	・・・・・・・・・・・・・・	・・・・	・・	・・・・・・・・・・・・・・

① 同一Suicaで鉄道等を利用するごとに、毎回上記のような履歴データが生成される（推測）。
　＊記名式Suica（定期）は、本人確認を経て登録された同一の人物が所持し利用するもの。
② この履歴データが蓄積されるほどに、Suicaデータベースの全てのレコードは、それぞれがユニーク（悉皆的かつ唯一無二）な数値となる。要するに、乗降履歴データが、いわば個人識別子と同様の識別機能を有することになる。
　＊例外は、登録購入したまま未使用の場合（履歴データが空白、本人への侵害もない）。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図6 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における容易照合性：①提供元基準説と②提供先基準説

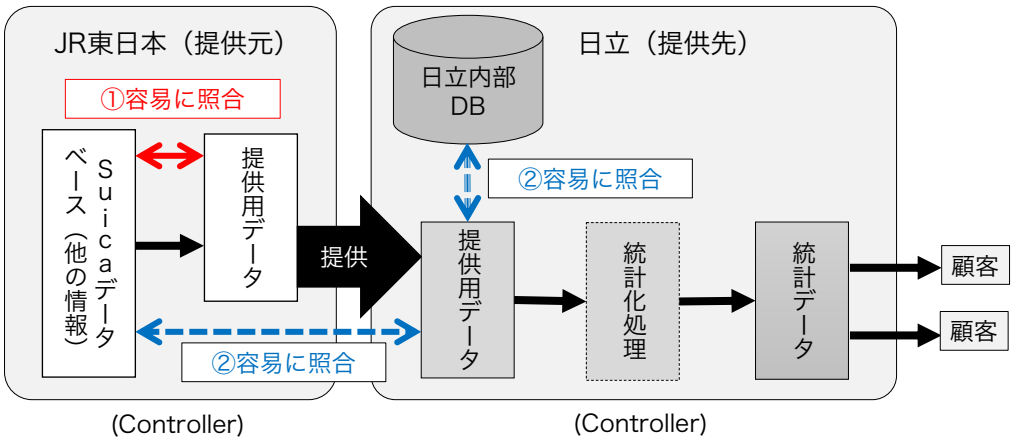

＊JR東は「第三者提供」後は、個人データの取扱いに関して法的義務を負わず、日立の責任となる。ゆえに、提供前の本人の関与（同意、オプトアウト手続き）が規定されている。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図7 記名式Suica履歴データの第三者提供モデル（無断提供は違法）

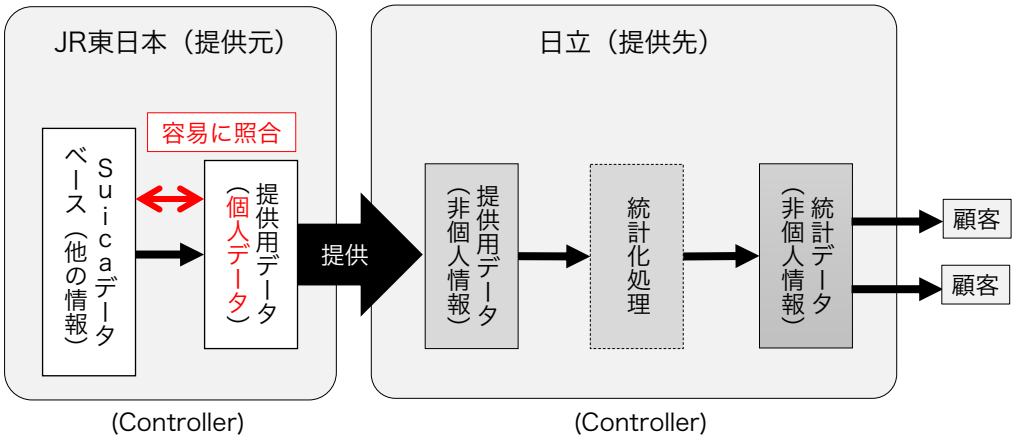

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図8 記名式Suica履歴データの委託モデル（適法）

＊個人情報の該当性はControllerごとに判断する。Processorはそれに従う。従って，JR東において個人情報であれば，日立においても個人情報である。

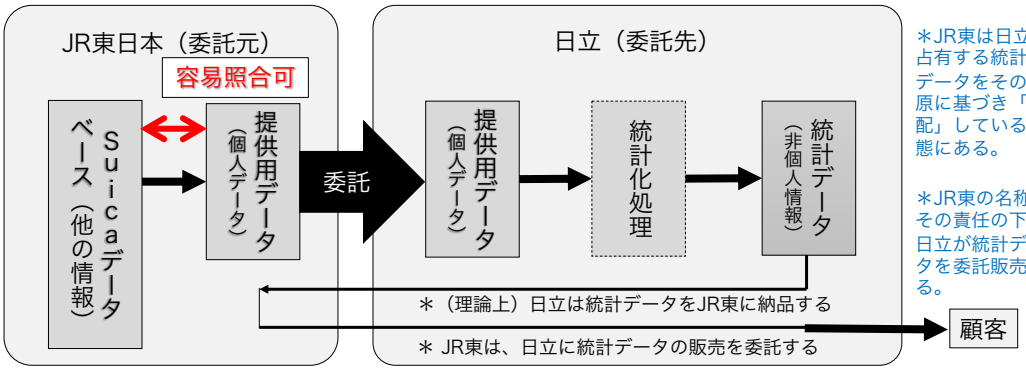

＊JR東は日立が占有する統計データをその権原に基づき「支配」している状態にある。

＊JR東の名称とその責任の下で、日立が統計データを委託販売する。

① 「委託」であれば、JR東は個人データを「委託先の監督」の下に本人同意なく日立に提供できる。
② 統計化は「利用目的の制限」を受けずに処理できる。
③ 統計化したデータは「個人データ」に該当せず自由に提供（販売、無償譲渡、公表）できる。
＊統計データによっては個人を選別できず「個人の権利利益」を侵害しないからである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図9 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗（当初の処理）

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	ﾌﾘｶﾅ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			鉄道利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	△	○	○	○	○	○	○	○	■	■

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」＝個人情報　　「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴→生データのまま）
処理： k-匿名化等の匿名加工

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved 47

47

図10 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗の原因

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	ﾌﾘｶﾅ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			鉄道利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	▲	○	○	○	▲	○	○	▲	■	■

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」＝個人情報　　「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴→生データのまま）
処理：k-匿名化等加工の範囲を限定　　「準識別子」が残存（原DBに容易に照合でき個人識別可能）

＊散在情報（文書）管理の悪影響　　＊コンピュータ処理情報においては識別機能を有する。

【本来の処理】

認識：各レコードの全フィールドが属性データであり「個人に関する情報」（＝個人データ）である。
処理：全フィールドを加工の対象に見て（k-匿名化する等して）「匿名加工情報」とする必要がある。

＊処理情報では「個人識別情報」と「その他の属性情報」に区分する意味がない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved 48

48

令和３年改正法（デジタル社会形成整備法51条関連）**準拠**

医療関連分野の個人情報保護法

49

医療情報の取得と利用、及び漏洩等のリスク

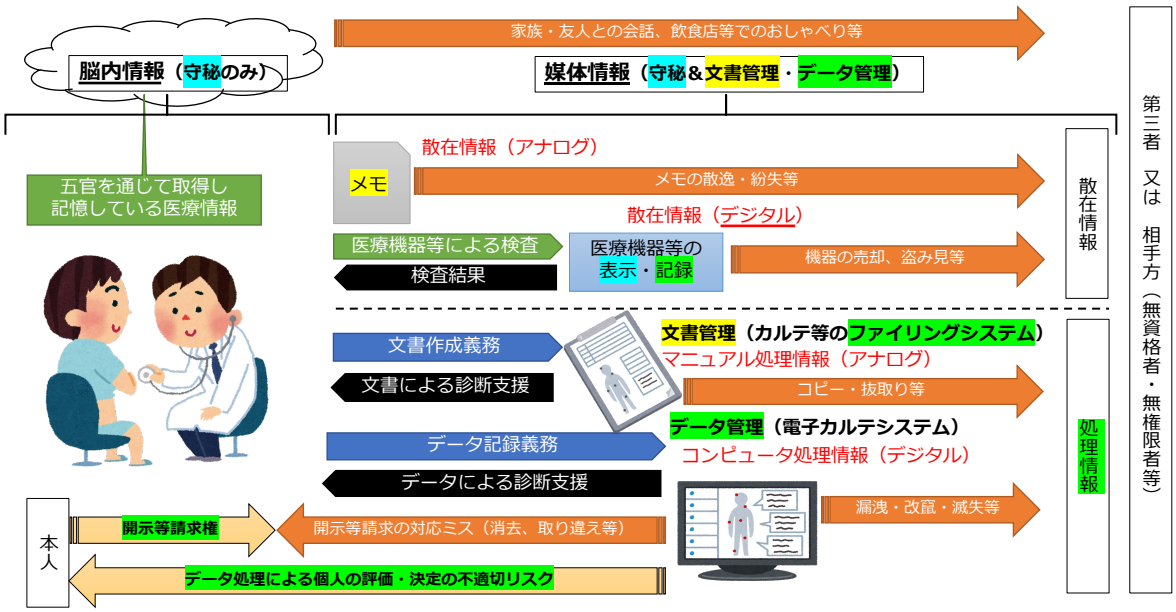

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved 50

50

文書管理法制とデータベース保護法制と守秘法制

個人情報保護法制においては
文書管理法制と
データベース（DB)保護法制の
規律の相違を踏まえた
解釈を行い、

今後の個人情報保護法改正は、
DB保護法制中心にシフト
していくべき。
→デジタル社会の
法的基盤整備のあり方

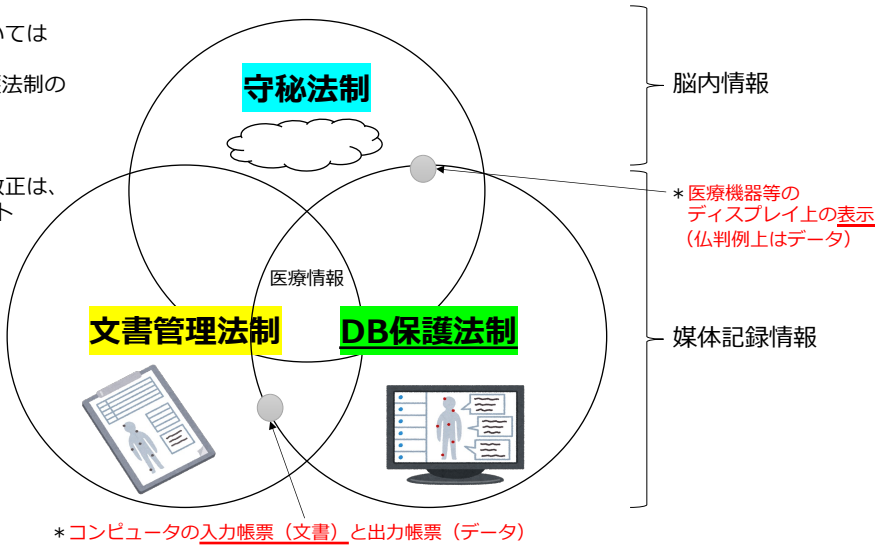

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved 51

51

医事法における医療等情報の取扱いに関する法的責任

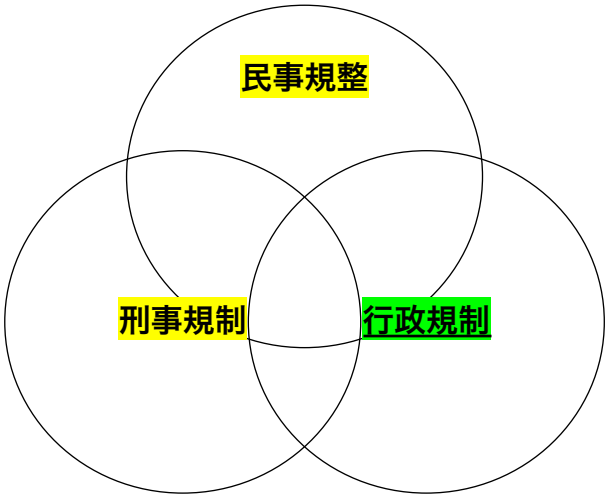

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved 52

52

医事法における医療等情報の取扱いに関する法的責任

1. **民事規整**（医療従事者及び医療関係事業者）
   ① 契約法における義務：医療契約における守秘義務（損害賠償責任）
   ② 不法行為法における義務：患者のプライバシー保護義務（損害賠償責任）

2. **刑事規制**（医療関係資格を有する医療従事者の守秘義務）
   ① 刑法の秘密漏示罪（医師・歯科医師、薬剤師、助産師等）
   ② その他医療従事者法における秘密漏示罪（保健師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師等）

3. **行政規制**（医療関係事業者の義務）
   ① 新個人情報保護法（令和５年4月１日施行）の義務
   ② 番号法（マイナンバー）
      ・マイナンバーカードと保険証との一体化
      ・医療従事者の管理（インハウス情報としての管理）
   ③次世代医療基盤法（匿名加工医療情報の取扱い等の義務）
   ＊ 厚生労働省「医療分野仮名加工情報検討会」における新法の動向
   ④ 医療関係法令における文書作成・保存義務

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved 53

53

医療関係資格と守秘法制：医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

資格名	根拠法
医師、歯科医師、薬剤師、助産師	刑法第134条第1項
保健師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士、作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の6
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

個人情報保護委員会「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表4を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

54

54

［守秘義務に係る法令の規定例］

〇刑法第134条
　医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

＊「医師」には歯科医師も含まれる（刑事訴訟法105条及び149条参照）
＊「正当な理由」：感染症法の医師の届出や児童虐待に係る通告（虐待通告）などがある。

〇保健師助産師看護師法
第42条の2
　保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。
第44条の4
　第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

55

55

［守秘義務に係る法令の規定例］

〇診療放射線技師法
（秘密を守る義務）
第29条
　診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。
第35条
　第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。
２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

〇臨床検査技師等に関する法律
（秘密を守る義務）
第19条
　臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなつた後においても、同様とする。
第23条
　第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

56

56

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

個人情報保護委員会「医療関連分野ガイダンス等」
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren

医療機関等、介護関係事業者

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
（平成29年４月14日通知、同年５月30日適用、令和２年10月９日改正）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
（平成29年４月14日通知、同年５月30日適用、令和４年３月１日改正）【令和４年４月１日施行】
https://www.mhlw.go.jp/content/000909511.pdf

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（新旧対照表）
【令和４年４月１日施行】
https://www.mhlw.go.jp/content/000909512.pdf

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するＱ＆Ａ（事例集）
（平成29年５月30日適用、令和２年10月９日改正）
https://www.mhlw.go.jp/content/000681801.pdf

（照会先）
個人情報保護委員会　https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren
厚生労働省　医政局総務課（医療関係）、医薬・生活衛生局総務課（薬局関係）、老健局総務課（介護関係）

57

57

個人情報保護委員会　法令・ガイドライン等

個人情報取扱事業者等に係るガイドライン・Q&A等（個人情報保護法総則規定、第4章等関係）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
（平成28年11月　令和3年10月一部改正）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116_guidelines01.pdf

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）

（照会先）
個人情報保護委員会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階　電話: 03-6457-9680（代表）

58

58

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））1

（医療機関等（医療従事者を含む））

	記録文書名	根拠法
1.病院・診療所	診療録	医師法第24条、歯科医師法第23条
	処方せん	医師法第22条、歯科医師法第21条、医療法施行規則第20条、第21条の5、第22条の3、第22条の7
	麻酔記録	医療法施行規則第1条の10
	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	救急救命処置録	救急救命士法第46条
	照射録	診療放射線技師法第28条
	診療に関する諸記録	
	① 病院の場合処方せん（再掲）、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院診療計画書	医療法施行規則第20条
	② 地域医療支援病院及び特定機能病院の場合上記①に加え、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医療法施行規則第21条の5、第22条の3
	③ 臨床研究中核病院の場合上記①に加え、研究対象者に対する医薬品等の投与及び診療により得られたデータその他の記録	医療法施行規則第22条の7

個人情報保護委員会「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

59

59

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））2

	記録文書名	根拠法
1.病院・診療所	歯科衛生士業務記録	歯科衛生士法施行規則第18条
	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条
2.助産所	助産録	保健師助産師看護師法第42条
3.薬局	処方せん（調剤した旨等の記入）	薬剤師法第26条、第27条
	調剤録	薬剤師法第28条
4.衛生検査所	委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第16号、第12条の3
5.指定訪問看護事業者	訪問看護計画書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項
	訪問看護報告書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項
6.歯科技工所	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条

個人情報保護委員会「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

60

60

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））３

（介護関係事業者）※保存が想定されている記録も含む

	記録文書名	根拠法
指定訪問介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第16条
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第19条
	訪問介護計画	同基準第24条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第36条第2項
指定通所介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	同基準第105条（準用：第16条）
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第105条（準用：第19条）
	通所介護計画	同基準第99条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第105条（準用：第36条第2項）
特別養護老人ホーム	行った具体的な処遇の内容等の記録	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第2号
	入所者の処遇に関する計画	同基準第14条第1項
	身体的拘束等に係る記録	同基準第15条第5項
	苦情の内容等の記録	同基準第29条第2項

個人情報保護委員会「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

61

61

提言

デジタル社会を駆動する「個人データ保護法制」にむけて

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

2022 年12 月

国際大学GLOCOM 六本木会議

（一般財団法人情報法制研究所）

62

個人情報保護は「個人データ保護」へ。
これからのデジタル社会をつくる次の1歩です。

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

63

63

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

- 「情報」の保護ではなく、個人データ処理からの「個人」の保護
- 「個人データ処理」を中心とした、法目的の再確認が必要

個人データ処理とは	検索できるよう体系的に構成された[1]個人情報（個人データ）に対する操作の体系的実施[2]（データ処理）。特に、操作の体系的実施によって個人に対する評価・決定[3]を行うこと、すなわち「データによる個人の選別」【⇒p5①】を伴う処理。

法目的の理論化と立法が必要に

GLOCOM
提言2頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

64

64

Then
課題

めざす未来と現行法のギャップ、どう解消する？

【例1】医療健康データ、分析のための二次利用4 ルール

Q1 統計量に集計して分析するだけでも本人同意が必要か？

A1 統制された非選別利用

【例2】自動運転システム、映りこむ人の映像の取扱い

Q2 処理対象としないのに本人拒否の機会が必要か？

A2 個人データ処理中心の規律

【例3】教育データ、個別最適化選別アルゴリズムの適切性

Q3 現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるのか？

A3 評価・決定の適切性確保

GLOCOM
提言2頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

65

65

Logic
理論

法１条の「個人の権利利益」とは何か、理論的基礎を確立する。

1 個人データ保護の「決定指向」利益モデル

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保こそが、法が保護する「個人の権利利益」の中核的要素であり、個人データは、評価の目的に「関連する」情報のみから構成されなければならない（データ品質の「関連性」原則【⇒p4 ②】）。安全管理や提供制限などのルールは、それを確保するための手段。

2 自己情報コントロール権ではなく、情報的他律からの自由

財産権的モデルの本人同意原則から脱却し、「決定指向」利益モデルに原点回帰する。
本人が自己の情報の流れを自己で決定するということではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに対して本人が防御する権利であるということ。

GLOCOM
提言3頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

66

66

Laws
立法

理論に基づいた立法的解決へ。

3 「医療仮名加工情報」制度の創設

「統制された非選別利用」【⇒p10 ③】を前提に、医療分野に限定して、仮名加工情報6の提供制限を緩和する。データによる個人の選別を伴わない「非選別利用」を条件とし、提供の範囲を限定する「統制」を法定することにより、個人の権利利益を害さない範囲で、医療分野での仮名加工情報を用いたデータ分析を促進する。

4 個人情報保護法、次の3 年ごと見直しに向けて

公的部門では「個人情報ファイル」、民間部門では「個人情報データベース等」（個人データ）を中心とした規律であることを再確認し、個人データ処理（特に「データによる個人の選別」を伴う処理）の適切性確保のため、OECD 8 原則7 が求めるデータ品質の「関連性」原則を保障する規律を個人情報保護法に組み込む。

GLOCOM
提言3頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

67

67

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

個人情報とは何か。氏名が個人情報なのか。なぜ保護するのか。OECD ガイドラインが求めているから？ 諸外国でも立法されているから？ そうした疑問を抱くのは自然なことでしょう。個人情報保護法が保護するのは「個人の権利利益」（第1 条）とされていますが、具体的に何のことなのかはあまり明確にされていません。

個人情報（個人データ）とは、氏名など個人を識別するための部分のことではなく、氏名などで検索される一個の「個人に関する情報」（レコード）全体のことを指します。そこには、個人の評価に使われる可能性のある、属性情報や履歴情報が含まれているのが一般的です。単なる氏名のリストであっても、それが「〇〇講演会参加者名簿」であれば、それぞれの個人のレコードに「〇〇講演会参加者」との属性情報が含まれているのと同じです。

個人情報保護法では、公開情報も対象とされています。プライバシーではないはずなのに、なぜ保護するのか。決まりごとだから？ じつは、この法律が保護する「個人の権利利益」とは、プライバシーも含まれてはいるものの、そこだけではなく、むしろそれ以外のところにこそ本来の趣旨があるのです。

GLOCOM
提言4頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

68

68

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

1970 年代に欧米諸国から始まった個人データ保護法制は、コンピュータ処理によって顕在化し得る新たな個人への脅威に対処しようとするものでした。些細な情報でも、公開情報でも、個人の属性情報としてデータ化することで、個人に対する評価・決定に用いることができます。「〇〇講演会参加者」とのデータから人間性の傾向を推定され、統計的差別を受ける可能性があります。

OECD ガイドラインは、第2 原則「データ品質の原則」8 の前段で、個人データは利用目的に対して「関連する」ものであるべきと規定しています。例えば、求職者の採用選考に際して「〇〇講演会参加者」か否かの情報を個人データ化することは、この原則に反することになります。日頃の生活の記録から算出したスコアに基づき、飛行機の予約を制限するといった個人に対する評価・決定を行うことも、典型的な違反です。

日本ではこの50 年、そうした問題事例が顕在化しなかったことから、個人データ保護法制の本来の趣旨を理解する機会がなかったのかもしれません。それが近年、Web サイトのアクセス履歴から就職活動の動向を推測する問題事例が現れ、ようやく、「関連性」原則の重要性が理解されつつあります。

GLOCOM
提言4頁

https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540

69

69

参考文献①

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ――民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討 (1)」情報法制研究, 2017年 1 号, 88-99
https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/1/0/1_88/_pdf/-char/ja

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ ―民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討 (2)」情報法制研究, 2017年 2 号, 75-66
https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/2/0/2_75/_pdf/-char/ja

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ―民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討 (3)」情報法制研究, 2018年4号, 74-100
https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/4/0/4_74/_pdf/-char/ja

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ―民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討 (4)」情報法制研究, 2020年 7 号, 78-102
https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/7/0/7_78/_pdf/-char/ja

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ―民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討 (5)」情報法制研究, 2021年 11 号, 89-109 (J-Stage準備中のため未搭載)

高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ― 法目的に基づく制度見直しの検討 (6)」情報法制研究, 2022年 12 号, 49-83 (J-Stage準備中のため未搭載)

70

70

参考文献②

横山 均, 高木 浩光, 鈴木 正朝「個人情報保護法制　令和3年改正のその先に向けて　情報法制学会　第4回研究大会」情報法制研究, 2021年 9 号, 104-118
https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/9/0/9_104/_pdf

高木 浩光「JILISにおける情報公開制度を活用した個人情報保護法等の立案経緯の分析」 JILISレポート 2018/12/17
https://www.jilis.org/report/2018/jilisreport-vol1no2.pdf

高木 浩光「（第２回情報法セミナー in 東京 講演録）　提言：就活サイト「内定辞退予測」問題と「信用スコア問題」 個人情報保護法上の検討と法改正に向けての提言」 JILISレポート
https://www.jilis.org/report/2019/jilisreport-vol2no9.pdf

高木 浩光「（情報法制学会第3回研究大会 講演録）個人情報保護法改正についての提言」 JILISレポート 2019/12/31
https://www.jilis.org/report/2019/jilisreport-vol2no12.pdf

高木 浩光「講演録情報法制学会第4回研究大会 講演録：個人情報保護法制 令和3年改正のその先に向けて」 JILISレポート 2021/1/29
https://www.jilis.org/report/2020/jilisreport-vol3no10.pdf

71

71

参考文献③

インタビュー「高木浩光さんに訊く、個人データ保護の真髄 ――いま解き明かされる半世紀の経緯と混乱」 Café JILIS（2022年3月18日）
https://cafe.jilis.org/2022/03/18/160/

鈴木正朝「個人情報保護法令和３年改正（公民一元化）と個人情報の定義の統一」自治実務セミナー1月号、58～62（2022）

宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣，2021年12月）

宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 -- 行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法』（有斐閣，第8版，2018年12月）

鈴木正朝=高木 浩光=山本一郎『ニッポンの個人情報』（翔泳社, 2015）
＊あとがき（note転載：鈴木正朝）
https://note.com/rompal/n/n61a424849e42
＊プライバシーフリーク・カフェ（ネット掲載記事リンク集「鈴木情報法研究室」）
https://www.rompal.org/pfc/

日置巴美=板倉陽一郎『平成27年改正個人情報保護法のしくみ』（商事法務, 2015）
日置巴美=板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務, 2017）
＊講演資料（板倉陽一郎）「個人情報保護法の現在ー令和３年改正法　2倍速徹底解説」（2021）
https://jilis.org/events/data/20210929jilis_online-seminar-itakura.pdf

72

72

参考文献④

堀部 政男『自治体情報法』学用書房、1994/10/1

総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所編集『行政機関等個人情報保護法の解説』、増補版、ぎょうせい、2005/9/1

夏井 高人=新保 史生『個人情報保護条例と自治体の責務』ぎょうせい、2007/10/18

石井 夏生利=曽我部 真裕=森 亮二 編著『個人情報保護法コンメンタール』勁草書房、2021/3/10

宇賀 克也編集・宍戸 常寿=髙野 祥一『2021年改正　自治体職員のための個人情報保護法解説』第一法規、2021/11/10

園部 逸夫=藤原 靜雄『個人情報保護法の解説』、第三次改訂版、2022/6/29

瓜生 和久『一問一答　平成27年改正個人情報保護法』商事法務

佐脇 紀代志『一問一答　令和2年改正個人情報保護法』商事法務

冨安 秦一郎=中田 響『一問一答　令和3年改正個人情報保護法』商事法務

73

73

NIIGATA UNIVERSITY
新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部

JILIS
一般財団法人情報法制研究所

RIKEN Since 1917
AIP 革新知能統合研究センター Center for Advanced Intelligence Project

NFI 次世代基盤政策研究所

Homepage
鈴木情報法研究室
https://www.rompal.org/
Twitter
@suzukimasatomo
e-Mail
msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp

74

74